

教育内容の水準統一 に関する事項について

法律(※1)第15条1号

文部科学大臣が指定した学校、又は、都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所(以下、「指定校」という。)を卒業した者

法律第15条2号、施行令第18条1号

医学又は歯学の大学を卒業した者

法律第15条2号、施行令第18条2号

上記以外の医師、歯科医師(外国で免許取得者を含む)

<文科大臣が指定した学校>
・指定規則を適用
(指導ガイドラインは参考)
<都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所>
・指定規則、指導ガイドラインを適用

法律第15条2号、施行令第18条3号

イ 獣医学又は薬学の大学を卒業した者

ロ 上記以外の獣医師、薬剤師

ハ 保健衛生学の大学を卒業した者

ニ 大学にて**告示21号(※2)**で定める科目の履修者

1. 医学概論 2. 解剖学 3. 生理学 4. 病理学 5. 生化学 6. 微生物学
 7. 医動物学 8. 情報科学概論 9. 検査機器総論 10. 医用工学概論
 11. 臨床血液学(血液採取に関する内容を除く。) 12. 臨床免疫学
- (本告示で定める科目を教授する学校・養成所として厚生労働省医政局医事課長が承認した学校等を以下、「科目承認校」という。)

ホ 外国の医学、歯学、獣医学、薬学の大学を卒業した者
(外国で獣医師または薬剤師の免許を取得した者を含む)

法律第15条3号

外国の臨床検査に関する学校又は養成所を卒業した者
(外国で臨床検査技師の免許取得者を含む)

イ~ホのいずれかに該当し、
告示22号(※3)で定める科目の履修者

1. 医用工学概論
2. 臨床検査総論
3. 臨床生理学
4. 臨床化学
5. 放射性同位元素検査技術学
6. 医療安全管理学

<令18条3号イ~ハ、ホの該当者>
・告示22を適用
<令18条3号ニの該当者>
・告示21、告示22を適用

※告示21、22の指定科目に対する
教育内容、単位数について通知で規定

大臣認定

臨床検査技師国家試験

※1 臨床検査技師等に関する法律

※2 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号ニの規定に基づき厚生労働省が定める科目(昭和62年厚生省告示第21号)

※3 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働省が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目(昭和62年厚生省告示第22号)

協議の審査基準について

- 告示に基づき、事前にその大学で履修する授業科目が指定科目に該当し、必要な時間を履修されるものとなっているかについて、定められた様式により協議を行い、指定科目に該当する旨を通知している。
- 協議における審査基準（指定科目毎の時間数及び教科内容）は、平成12年の大綱化（昭和61年改定）前に定めていた指定規則、指導要領を参考に定めたものとなっている。

指定科目毎の授業時間数

衛生検査技師の登録資格（厚労告示第21号で定める科目）

科目	審査基準		備考
	講義	実習	
医学概論	15		(時間)
解剖学	45	30	
生理学	45	45	
病理学	60	45	
生化学	60	45	
微生物学	45	45	
医動物学	30	15	
情報科学概論	30		
検査機器総論	45		
医用工学概論	30	30	
臨床血液学	60	90	
臨床免疫学	60	90	

この実習時間の外に臨床実習を1単位以上行うこと。

臨床検査技師の受験資格（厚労告示第22号で定める科目）

科目	審査基準		備考
	講義	実習	
医用工学概論	30	30	(時間)
臨床検査総論	60	90	
臨床生理学	60	90	
臨床化学	60	90	
放射性同位元素検査技術学	30	0	
医療安全管理学	15	15	

いずれかの科目の実習時間を臨床実習の時間をもって代えることができる。しかし、実習は1単位以上なければならない。

- ・教科内容は、別表の教科内容対比表に記載した事項毎の次の記号に基づいて審査している。
- ・臨床実習の1単位は45時間として計算している。

指定科目ごとの教科内容

- 指定科目ごとに教授する内容は、教科内容対比表（参考資料3）にて、次の記号に基づいて該当するか審査する。
 - ◎印 重要であり必ず受講すること。
 - 印 1科目の中で75%以上の事項を教えていること。
 - 印 必ずしも教える必要はない。

法律(※1)第15条1号

文部科学大臣が指定した学校、又は、都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所(以下、「指定校」という。)を卒業した者

法律第15条2号、施行令第18条1号

医学又は歯学の大学を卒業した者

法律第15条2号、施行令第18条2号

上記以外の医師、歯科医師(外国で免許取得者を含む)

法律第15条2号、施行令第18条3号

イ 獣医学又は薬学の大学を卒業した者

ロ 上記以外の獣医師、薬剤師

ハ 保健衛生学の大学を卒業した者

ニ 大学にて**告示21号(※2)**で定める科目の履修者

- 1. 医学概論 2. 解剖学 3. 生理学 4. 病理学 5. 生化学 6. 微生物学
 - 7. 医動物学 8. 情報科学概論 9. 検査機器総論 10. 医用工学概論
 - 11. 臨床血液学(血液採取に関する内容を除く。) 12. 臨床免疫学
- (本告示で定める科目を教授する学校・養成所として厚生労働省医政局医事課長が承認した学校等を以下、「科目承認校」という。)

ホ 外国の医学、歯学、獣医学、薬学の大学を卒業した者
(外国で獣医師または薬剤師の免許を取得した者を含む)

法律第15条3号

外国の臨床検査に関する学校又は養成所を卒業した者
(外国で臨床検査技師の免許取得者を含む)

<事務局提案>

- ・告示が見直し後の**指定規則と同等の教育内容**となるよう科目とその審査基準を見直す。
- ・併せて、**告示21号と22号を統合**するとともに、**施行令第18条3号で掲げるイ～ホを統合し、統合後の告示と審査基準を満たす教育内容を修めることを国家試験の受験資格とする。**

イ～ホのいずれかに該当し、**告示22号(※3)**で定める科目の履修者

1. 医用工学概論
2. 臨床検査総論
3. 臨床生理学
4. 臨床化学
5. 放射性同位元素検査技術学
6. 医療安全管理学

大臣認定

臨床検査技師国家試験

※1 臨床検査技師等に関する法律

※2 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号ニの規定に基づき厚生労働省が定める科目(昭和62年厚生省告示第21号)

※3 臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働省が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目(昭和62年厚生省告示第22号)

施行令第18条第3号で定める受験資格について

- ・ 前回までの議論において、指定規則等の教育内容見直しと合わせて指定校以外の受験資格も共通した教育水準となるよう、告示21号、22号及びその審査基準も見直すべきとのご意見があったことを踏まえ、以下のとおりとする。
- ・ 指定規則等の教育内容見直しに当たって、臨床検査技師は国家試験後すぐに実務につくため、臨地実習の時間及び質を充実させた見直し内容となっており、指定校以外の受験資格においても、同じ水準の臨地実習を修めることとする。
- ・ 告示21号、22号の大半の科目において臨地実習を必要とすること、告示21号の衛生検査に関する科目の多くが告示22の生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目の基礎と重複する内容になっていることから、告示21号と22号を統合するとともに、施行令第18条第3号で掲げるイ～ホのすべての受験資格を統合し、統合後の告示で定める科目及びその審査基準を満たす教育内容を修めることを、国家試験の受験資格とする。

<現行>

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号

- 3 次に掲げる者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第1号に規定する大学又は法第15条第1号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第2条に規定する生理学的検査並びに法第11条に規定する採血及び検体採取に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの
- イ 第1号に規定する大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者
 - ロ 獣医師又は薬剤師（イに掲げる者を除く。）
 - ハ 学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。二において同じ。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者
 - ニ 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において法第2条に規定する検査（同条の厚生労働省令で定める生理学的検査を除く。）に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めて卒業した者（イ及びハに掲げる者を除く。）
 - ホ 外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

<事務局提案>

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号

- 三 第1号に規定する大学を卒業した者又は外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、若しくは外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者（前号に掲げる者を除く。）であつて、第1号に規定する大学又は法第15条第1号の規定により指定された学校若しくは臨床検査技師養成所において法第2条に規定する検査に関する科目で厚生労働大臣の指定するものを修めたもの（調整中）

告示で定める科目に関する事項（１）-告示-

- ・告示21号と22号を統合するとともに、見直し後の指定規則と同じ教育内容となるよう告示で定める科目を見直し、14科目とする。
- ・告示22で定める「放射性同位元素検査技術学」については、臨床検査技師の業務において放射性同位元素検査が行われることは少ないことから、独立の科目ではなく「臨床化学」の教育内容に含むものとして、告示の審査基準の中で定める。
- ・指定規則の各教育内容で定める単位数及び教育内容（臨地実習を含む）は、告示の審査基準の中で定める。
- ・臨地実習において学生に実施させるべき行為は、告示の審査基準の中で定める。

<現行>

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号二の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目 (厚労省告示第21号)

- | | |
|--------|--------------------------|
| 1 医学概論 | 7 医動物学 |
| 2 解剖学 | 8 情報科学概論 |
| 3 生理学 | 9 検査機器総論 |
| 4 病理学 | 10 医用工学概論 |
| 5 生化学 | 11 臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。） |
| 6 微生物学 | 12 臨床免疫学 |

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める生理学的検査並びに採血及び検体採取に関する科目 (厚労省告示第22号)

- | | |
|----------|----------------|
| 1 医用工学概論 | 4 臨床化学 |
| 2 臨床検査総論 | 5 放射性同位元素検査技術学 |
| 3 臨床生理学 | 6 医療安全管理学 |

<事務局提案>

臨床検査技師等に関する法律施行令第18条第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める科目 (厚労省告示)

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 臨床病態学 | 8 免疫検査学 |
| 2 公衆衛生学 | 9 遺伝子関連・染色体検査学 |
| 3 医用工学概論 | 10 輸血・移植検査学 |
| 4 血液検査学 | 11 微生物検査学 |
| 5 病理検査学 | 12 生理検査学 |
| 6 尿・糞便等一般検査学 | 13 臨床検査総合管理学 |
| 7 生化学検査学 | 14 医療安全管理学 |

告示で定める科目に関する事項（２）-審査基準-

- ・告示で定める科目の教育内容と時間数は、改正する指定規則の専門基礎及び専門分野の教育内容と整合性を担保する内容に見直すこととする。
- ・告示（現行）の審査基準で定める時間数は単位に改め、具体的な教育内容は指導ガイドラインの教育目標に記載ある関連内容を除き、参考とする。

<指定規則・指導ガイドラインの見直し内容（前回までの議論を反映）> <告示の審査基準（事務局提案）>

科目内容	単位数	教育目標（参考）
臨床病態学	7	各種疾患の病態を体系的に学び、疾患と臨床検査との関わりについて理解し、各種検査データから、患者の病態を把握、評価することにより、適切な検査データを提供することにより医療チームの一員として臨床に対して支援する能力を養う。
人体の構造と機能	8	人体の構造と機能を系統的に学び、生命現象を総合的に理解し、関連科目を習得するための基礎能力を養う。また、採血、検体採取及び生理学的検査に対応するために、解剖学、薬理学、栄養学などの観点から、系統立てて理解する。
臨床検査の基礎とその疾病との関連	5	高度化する医療ニーズに対応した検査情報の提供を実践するため、臨床検査の基礎となる知識と技術及び臨床栄養、病態薬理、認知症の検査等の基礎を学習し、救急や病棟、在宅など様々な現場で行われる臨床検査を理解するとともに、疾病の成因を系統的に把握、理解する。
保健医療福祉と臨床検査	5	保健・医療・福祉の制度を学び、臨床検査技師として、予防医学、在宅医療、地域包括ケアシステムや多職種連携について学習し、疫学的分析法の理論と技術及び臨床検査との関連について理解するとともに、医療チームの一員としての自覚を養う。
医療工学及び医療情報	4	医療分野における工学的手法の基礎と概要及び安性全対策を理解・実践できる能力を養うとともに、医療情報科学の理論と実際を習得する。

科目名	必須内容	単位数
臨床病態学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 疾病の原因・症候と検査診断学 ・ 臓器別疾病の原因・症候と検査診断学 ・ 精神・神経疾患（認知症を含む） 	7
	（人体の構造と機能の関連科目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 解剖学・生理学・生化学 ・ 栄養学・薬理学 	8
	（臨床検査の基礎とその疾病との関連の関連科目） <ul style="list-style-type: none"> ・ 病理学・微生物学・臨床栄養学 ・ 病態薬理学・認知症の検査 	5
公衆衛生学	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生の意義・人口統計と健康水準 ・ 疫学（疫学的分析法を含む）・環境と健康 ・ 健康の保持増進（予防医学、在宅医療を含む） ・ 衛生行政 （多職種連携とチーム医療、地域保健、地域包括ケアシステムを含む） ・ 国際保健・関係法規・医学概論 	5
医用工学概論	<医用工学概論> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床検査で用いられる医用工学の基礎と応用 ・ 生体検査に使用される医用電子技術 ・ 医用電子機器による生体からの情報収集 ・ 医用電子機器使用時の安全対策 <検査機器総論> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨床検査で使用する共通機器の原理 ・ 使用方法と注意事項 ・ 各種臨床検査で使用する機器の原理 ・ 使用方法と注意事項 <情報科学概論> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の概念と情報収集・処理・医療・臨床検査と情報システム・コンピュータネットワーク 	4

告示で定める科目に関する事項（２）-審査基準-

- ・告示で定める科目の教育内容と時間数は、改正する指定規則の専門基礎及び専門分野の教育内容と整合性を担保する内容に見直すこととする。
- ・告示（現行）の審査基準で定める時間数は単位に改め、具体的な教育内容は指導ガイドラインの教育目標に記載ある関連内容を除き、参考とする。

<指定規則・指導ガイドラインの見直し内容（前回までの議論を反映）> <告示の審査基準（事務局提案）>

科目内容	単位数	教育目標（参考）
血液学的検査	4	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子・染色体検査について、臨床血液検査学の観点からの知識と技術を習得し、結果の解析と評価について学習する。
病理学的検査	5	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び遺伝子・染色体検査について、臨床組織細胞検査学の観点からの知識と技術を習得し、結果の解析と評価について学習する。
尿・糞便等一般検査	2	身体の構造、特に疾病時の臓器・組織・細胞等の形態学的検査及び寄生虫学とその検査について学び、各種生体試料について、臨床一般検査学の観点からの生物化学的分析の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。
生化学的検査 ・免疫学的検査	6	各種生体試料に含まれる成分について、臨床化学・免疫検査学の観点から生物化学的分析の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。
遺伝子関連 ・染色体検査	2	遺伝子、染色体、ゲノムの概念と基礎知識を学び、各種生体試料に含まれる成分について、遺伝子・染色体検査学の観点から各種分析法の理論と実際を習得し、結果の解析と評価について学習する。

科目名	必須内容	単位数
血液検査学	・血液の成分と機能・血液疾患と血液検査（血液疾患と遺伝子・染色体検査を含む）・検査結果の解析と評価	4
病理検査学	・組織検査・細胞診検査の意義と検査法（病理遺伝子解析の意義を含む）・組織検査法・細胞診検査法・検査結果の解析と評価	5
尿・糞便等一般検査学	<尿・糞便等一般検査> ・尿検査 ・脳脊髄液検査・糞便検査 ・その他の一般検査・検査結果の解析と評価 <寄生虫学（寄生虫検査法・検査結果の解析と評価を含む）>	2
生化学検査学	<生化学的検査> ・生化学的検査の基礎と定量検査法の原理 ・各種生体物質の測定法と臨床的意義 ・各種臓器機能検査法と臨床的意義 ・検査結果の解析と評価 <放射性同位元素検査技術学>	6
免疫検査学	・免疫の仕組みと生体防御・免疫と疾患の関わり ・免疫学的検査法・検査結果の解析と評価	
遺伝子関連・染色体検査学	・ゲノムの基礎・染色体の基礎・遺伝子検査法 ・染色体検査法・検査結果の解析と評価	2

告示で定める科目に関する事項（3）-審査基準-

・単位数は講義と実習をまとめて定めることとし、また、臨地実習の単位数については別に定めることとする。

< 指定規則と指導ガイドラインの見直し内容（前回までの議論を反映） > < 告示の審査基準（事務局提案） >

科目内容	単位数	教育目標
輸血・移植検査	4	病因・生体防御機能のひとつである免疫の仕組みを理解し、輸血、移植、遺伝子・染色体に関する検査の理論と実際を習得し、結果の意義及び評価について学習する。
微生物学的検査	6	微生物の病原性と感染の仕組みを理解し、病原性と遺伝子、感染症治療薬に関する検査の理論と実際を習得し、結果の意義及び評価について学習する。
生理学的検査	10	人体からの生体機能情報を収集するための理論と手技及び患者接遇について習得し、結果の解析と評価について学習する。また、外来、手術室など医療現場における多様なニーズに対応できる技術を習得する。検査時の急変の対応についても学ぶ。
臨床検査総合管理	6	医療機関等における臨床検査の意義を理解し、臨床検査の精度管理・品質保証及び人材・業務・機器・情報・運営・安全に関する管理法を習得するとともに、職業倫理を高める。認証制度の意義と重要性を理解する。
医療安全管理	2	臨床検査技師の責任及び業務の範囲を理解し、感染管理及び医療安全と患者接遇に配慮して、適切に検体採取ができる能力を身につける。採血・検体採取に伴う危険因子を認識し、合併症の発生時に適切に対処できる能力を身につける。医療事故等発生の原因分析とその対策について学ぶ。

科目名	必須内容	単位数
輸血・移植検査学	<ul style="list-style-type: none"> ・輸血療法・輸血検査と輸血用血液製剤 ・輸血検査法・母児免疫と検査 ・臓器・細胞移植医療と免疫反応 ・臓器・細胞移植関連検査・検査結果の解析と評価 	4
微生物検査学	<ul style="list-style-type: none"> ・細菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査 ・真菌の分類・病原性と同定検査・薬剤感受性検査 ・ウイルスの分類・病原性と検査法 ・検査結果の解析と評価 	6
生理検査学	<ul style="list-style-type: none"> ・生理検査学の役割と測定意義・安全対策・感染対策（患者の心理と対応、患者急変時の対応を含む） ・循環器系の検査・神経・筋系の検査 ・呼吸器系の検査・超音波検査・聴力検査 ・味覚検査・嗅覚検査・睡眠時無呼吸症候群検査 ・検査結果の解析と評価 	10
臨床検査総合管理学	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床検査技師の役割と使命 ・臨床検査技師施の職業倫理と守秘義務 ・臨床検査部門の業務と各種管理 ・検体の取扱いと保存・検査の受付と報告 ・臨床検査の精度管理と品質保証・信頼性評価と認証制度 	6
医療安全管理学	<ul style="list-style-type: none"> ・医療倫理・医療安全と患者急変時の対応 ・採血法 (採血時の安全管理、採血に際しての注意事項を含む) ・微生物学的検査等における検体採取 	2

< 告示の審査基準（事務局提案） >

臨地実習の内容 ※資料 1 の事務局提案含む

- 単位数：12単位
 - ・ 1単位は養成施設における臨地実習前の到達度評価（臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを確認する実技試験等）を行うこと。
 - ・ 実習時間の3分の2以上は、病院又は診療所において行うこと。
 - ・ 4単位程度は、生理学的検査に関する実習を行うこと。
- 実習内容：指定規則で定める臨地実習において学生に実施させる行為（別表）を必須とすること。
また、指導ガイドラインで定める臨地実習において学生に実施させることが望ましい行為（別表）を参考とする。

臨地実習施設における臨地実習指導者の配置 ※資料 1 の事務局提案含む

- 臨地実習施設：養成施設は、以下のいずれの要件も満たす臨地実習指導者を1名以上配置する施設であることを確認の上、臨地実習施設とする。
 - ・ 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、臨床検査技師として五年以上の実務経験を有し、十分な指導能力を有する者。
 - ・ 厚生労働省が定める基準を満たす臨地実習指導者講習会を修了した者であること。ただし、在宅医療で行う実習については、臨地実習指導者を医師又は看護師とすることを妨げないこと。

臨地実習に臨む学生の臨地実習前評価の実施 ※資料 1 の事務局提案含む

- 評価内容：指導ガイドラインで定める臨地実習前の到達度評価における評価内容（例）（別表）を参考に、臨地実習に必要な技能・態度を備えていることを実技試験等により確認すること。